

草津市市民参加条例（案）に関するパブリック・コメントの実施結果

1. 実施期間 : 平成24年10月1日（月）から平成24年10月31日（水）まで

2. 提出通数 : 2通（窓口提出 1通、郵送 1通）

3. 意見総数 : 20件

4. 意見の内訳 : 別添のとおり（意見は要約してあります）

【全般】

意見	市の考え方
<p>(第1条について) 「市民のめざすまちづくりに応える市にするのを目的とする。」にしてはどうか。「市民参加を推進することを目的とするのではなく、市民参加の条例を制定することによって何を実現するのかを記した方が良い。自治体基本条例前文には、「市民のめざすまちづくりに応える地方政府としての市の役割を明らかにし、市のしくみと運営の原則を規定した最も基本的な条例を制定します。」というのがある。</p>	<p>この条例の目的は、「市民のめざすまちづくりに応える市にする」ことを目的としているのではなく、市民参加が円滑に機能し、市民主体のまちづくりを進めるために市民参加を推進することを目的としています。</p>
<p>(第2条について) ① 参加条例(案)の定義(第2条)そのものを削除する。なくても条例として体をなしている、実質的に困ることは無い。</p> <p>② どうしても、定義する必要がある場合でも、上位規範に反しない文案とする。市民(住民)とそうでない者を区別し、そうでない者(例えば、「事業者等」)の参加できる対象事項・手法などを別条として記載する。(市政に関与できる範囲が全く異なる)</p> <p>③ 第3号の、「市民参加 …政策過程の各段階における、市民の主体的な参加をいう。」は不要。理由=政策の各段階において一定の基準の下に市民としての意見をいう機会があることと、勝手に参加できる機会があることとは大きく異なる。(案)は後者の意味合いがあるように思われ、この様なことは、あってはならないことである。</p>	<p>① 草津市自治体基本条例においては、「市民」という用語の定義を行っていません。なぜなら、市における他の条例等で使用される「市民」という範囲が各々異なっていることにより、上位規範の位置付けにある自治体基本条例で「市民」の範囲を示すことによって、示した範囲外の人を除外してしまうことにつながる可能性があることによるものです。 通常、条例や計画などでは、それぞれの規定の目的に応じて適用される対象者(市民)の範囲を明確にしなければならないことから、原則として用語の定義を行うこととしており、市民参加条例におきましても、用語の定義を規定しているものです。 御指摘のように、仮に、用語の定義をしなかったら、市民参加における市民とは一体誰を指すのかが不明確となり、条例そのものの実効性が担保されないことになると考えられます。</p> <p>② 「市民」を、市内に住んでいる人(住所を有する者)に限らず、市内で働いている人や学んでいる人、活動するものを含めて幅広く定義したのは、草津市に関わる人の多様な意見をまちづくりに反映させていくことが、今後一層求められると考えているからです。 基本条例の前文で述べている、「『いてよかった』と実感できるまちをつくること」とは、「住んでいてよかった、学んでいてよかった、働いていてよかった」という、草津に「いてよかった」と実感できるまちになるために、多様な意見をもとにまちづくりを考えていくことを願っているものです。したがって、本条例においては、個人・法人・市内在住・市外在住などの区分けをせず、広く市民の参加を推進していくことを主眼に置いているものです。 市内に居住しているか否か、また、事業者を対象にしているか否かなど、事業の内容により参加できる対象の範囲が結果的に異なってくるのが考えられますが、市民の参加を広く捉えるという考え方から、本条例では、別条を設けることは考えてはおりません。</p> <p>③ 自治体基本条例第3条では、「市民は、まちづくりが自らの主体的な活動によって支えられていることを認識し、これを尊重するものとする。」と規定しています。本条項でいう、「主体的」というのは、市民参加条例第2条で定義している「市民」の、市政への主体的な活動によって、まちづくりが支えられているということを表しています。</p>

意見	市の考え方
<p>(第3条について) 第3条は不要である。 市政への参加に関しては基本条例第3条に規定されている。なお、参加条例の案は、上位規範と異なる記述である。上位規範を遵守する必要あり。</p>	<p>自治体基本条例を踏まえ、市民参加に関する部分について具体的に定める市民参加条例では、市民参加条例における市民の範囲を定めており、本条でいう「市民の役割」とは、自治体基本条例で定める「市民自らの権利行使には信義に従い誠実に行う」という市民としての行動規範を踏まえつつ、地域社会の一員としての担い手の立場を自覚いただき、互いを尊重し、市政において、主体的な参加に努めていただきたいということを規定しております。 自治体基本条例でいう市民の役割は、市政や自治活動等における基本的な姿勢を示しているのに対し、本条例でいう市民の役割は、市政への市民参加に特化した部分について述べているものです。</p>
<p>(第3条について) 「お互いの立場を尊重しつつ、信義に従い市民参加を誠実に行うものとする。」にしてはどうか。自治体基本条例第3条の1でも、「互いの権利を尊重し、自らの権利を行使するに当たっては信義に従い誠実に行うものとする。」とある。</p>	
<p>(第4条第1項について) 「市民が円滑に早い段階から市民参加の機会を得ることができるよう」にしてはどうか。自治体基本条例第6条の3でも、「意思決定過程の早い段階から市民参加の機会を設け」とある。</p>	<p>自治体基本条例第6条でいう「意思決定過程の早い段階」とは、政策における課題の発見、立案、実施、評価のそれぞれの過程での早い段階において市民参加の機会を設けるということであり、また、同条例第10条では政策過程全体の情報共有について規定しています。それらを含めつつ、本条項の趣旨は、執行機関は、市民が円滑に市民参加の機会を得ることができるような必要な環境整備と情報提供に努めるということを規定しております。 なお、情報に接するのは市民ですが、その情報は、市民からの請求を待たずに積極的に行政が提供していくよう努める必要があると考えています。本条項は、執行機関の役割を規定することを趣旨としており、「情報提供に努めなければならない」という表現にしています。</p>
<p>(第4条第1項について) 「環境整備および容易に情報に接することに努めなければならない。」にしてはどうか。自治体基本条例第10条の3でも、「政策過程の各段階の情報に容易に接することができるよう努めなければならない。」とある。</p>	
<p>(第4条第3項について) 「市民に対して、速やかに、かつ、わかりやすく説明しなければならない。」にしてはどうか。自治体基本条例第10条の2でも、「政策過程の各段階における正確な情報を速やかに、かつ、わかりやすく市民に提供するよう努めなければならない。」とある。会議の公開の指針に基づいた情報の速やかな提供の「速やかさ」には、各課でバラつきが見られることから、「速やかに」の文言も入れておくと良いと思う。</p>	<p>御提案のとおりであり、次のように修正いたします。 「第4条第3項 執行機関は、前項の意見等を考慮した結果について、市民に対して、速やかに、かつ、わかりやすく説明しなければならない。」</p>

意見	市の考え方
<p>(第4条第4項、第5項および第6項について)</p> <p>① 第4条の第4項、第5項、第6項は不要。 第4項に関しては、基本条例第12条に規定されている。個人情報の保護は、共通的な事項であり個別に扱う必要なし。基本条例の定めに従えばよい。</p> <p>② 第5項および第6項は、第1項および第2項で十分。不要な権利主張の様に思われる。</p>	<p>① 御指摘のとおり、個人情報の保護の徹底に関しては、自治体基本条例や個人情報保護条例においてその考え方を規定しているところですが、市民参加によって得られた個人情報についても保護すべきものとして取り扱わなければならないことから、本条項(第4項)を規定しています。 第5項は、行政が設けるさまざまな市民参加の手法により得られる市民の意見以外の意見についても、市民からの貴重な意見として検討していくことを規定しているものであり、もれなく意見を聴いていくという姿勢を表しています。 第6項では、第5条で示している総合計画の策定や基本的な方針を定める条例の制定等市民参加の対象となる事項以外のものについても、市民参加が重要であるので、市民参加を推進していくという姿勢を表しています。</p> <p>② 本条項は、多様な市民参加等により得られた意見等について、内容を吟味し適切に検討・対応することを想定しています。</p>
<p>(第5条第3項について)</p> <p>「市民の指摘等を受けて、その理由を公表しなければならない。」にしてはどうか。ここ数年でも何故、市民参加の対象になっていないのか疑問を感じるのがあった。市民の指摘等がなければ、なかなか説明責任を果たす必要性を感じないのではないだろうか。</p>	<p>担当部署により市民参加の対象事項の基準に差異が生じないように、市民参加条例では、市民参加の仕組みを規定し、能動的に市民参加の対象としないことの理由を公表することとするものです。</p>
<p>(第5条第3項について)</p> <p>第5条3項は不要 第1項で市民参加が担保されていて第2項で執行機関の裁量が保障されている。相互信頼の下で市政が行われればそれでよい。第3項は執行機関を信じていないのかと思われるような規定で、行政施行(思考)の硬直化につながる。</p>	<p>本条項の位置付けといたしましては、市民参加の対象としなかったものについて、なぜそうしなかったのかという説明責任を果たすことも重要であるために規定しているものです。</p>

意見	市の考え方
<p>(第6条第1項第3号について) 『実施』段階 情報の共有、協働の部分は別途、条例を制定し、それに基づいて実施」にしてはどうか。草津市の場合は、「立案」段階の市民参加に力を入れすぎている。「実施」段階で協働（パートナーシップ）で行うという提言書が出ていても、協働の指針の制定が2008年、まちづくり協議会設置の推進計画が2010年、NPO等の推進計画が2012年、（仮）協働のまちづくり条例は今、審議中と協働のルールづくりが遅れ、「実施」段階での息切れが生じているように見える。市民参加と協働を別の条例で表現するのは、確かにすっきりするかもしれないが、一応、市民参加と協働がどう連動するのかという記述も必要と考える。</p>	<p>本条項の趣旨は、政策過程の各段階において、さまざまな市民参加の手法により、同条項に掲げる効果を得ようとするものであり、自治体基本条例第24条において、協働は、「共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が、責任と役割を分担し、相互の信頼と理解のもとに、お互いの特性や能力を持ち寄って連携・協力すること」を指しておりますことから、本条項で規定する市民参加の実施による「効果」そのものには当てはまらなないと考えます。</p> <p>協働のまちづくり条例は、まちづくり協議会等の位置づけや役割のほか、市と市民の協働を進めるために、必要となる市民公益活動の推進事項や市の支援などについて検討しています。</p> <p>一方、市民参加条例は、市政運営にあたって市民が市政に参加できる取組みを制度化するものであります。</p>
<p>(第6条第3項について) 「市政に関する重要事項について、住民に直接その意思を確認し、市民参加を推進する住民投票については、別途、条例を制定する。」を追加してはどうか。他の自治体の市民参加条例では、市民参加の手法として住民投票を入れているケースがある。</p>	<p>住民投票は、市民参加の一つの手法であり、市民参加と同様に住民投票の条例化の根拠は、自治体基本条例に規定があります。しかしながら、市民参加条例と住民投票条例における対象者の範囲が異なることから、本条例では住民投票については規定をしておりません。住民投票については別条例に定めることとしています。</p>
<p>(第8条第4項について) 「審議会等の委員を公募するに当たっては、それ以外の市が依頼する委員構成を考慮して、市民の多様な意見が反映されるように努めるものとする。」にしてはどうか。市が各分野の団体の代表者に依頼する枠が大部分という場合があり、そのような委員構成を考慮して、もっと多様な意見を出してくれそうな市民を公募に入れていく必要がある。</p>	<p>審議会等の目的や所掌事務によって委員構成を決定するという基本的な考え方に加えて、さらに多様な市民の意見が反映されるように、本条項の趣旨は、公募の際における執行機関の努力義務を定めているものです。</p> <p>御指摘のとおり、多様な市民の意見が得られるよう、審議会等の委員の選任や、運営等につきまして別途に規則を定めることとしております。</p>
<p>(第8条第5項について) 第8条第5項は不要 自治体基本条例の第7条第2項で十分。</p>	<p>御指摘のとおり、第5項は削除します。なお、審議会等の運営等で配慮すべき必要な事項については、別に定めるべき事項があることから、第6項を「前各項に定めるもののほか、審議会等の委員の選任および運営等に関し必要な事項は、規則で定める。」という表現に修正いたします。</p>
<p>(第9条について) 第5項については、すでに「審議会等の会議の公開等に関する指針」が策定されていることを明記されてはどうか。</p>	<p>今後、会議の公開等を含めて、現行の指針をはじめとする規定の整備を図る必要がありますことから、「規則で定める」としています。</p>

意見	市の考え方
<p>(第10条第1項について)</p> <p>「対象事項の案及び関連資料を公表しなければならない。」にしてはどうか。現在、草津市のHPでは、パブコメと会議・審議会一覧表のコーナーは別個にあり、案を検討した会議・審議会のコーナーがパブコメのコーナーにリンクされていないと不便である。ここまで審議過程を公表しているのに、案だけをパブコメのコーナーで公表するというのはもったいない。</p>	<p>ホームページのリンクを改めて、見やすくなるように改善します。</p>
<p>(第10条第3項について)</p> <p>すでに「パブリック・コメント制度実施要綱」があることを明記されてはどうか。</p>	<p>現行、パブリックコメントに関することにつきましては、要綱を設けておりますが、今後、要綱を整理して規則で考えていますことから、「規則で定める」としています。</p>
<p>(第12条について)</p> <p>第12条は不要</p> <p>前条までで、市民参加が保障されている。また、第13条でその状況が公表されることで、市民の参加とその活動が担保されている。また、第13条で市民参加の状況の公表を義務付けており、これがしっかりと行われることで十分である。</p>	<p>市民参加を推進するにあたり、市民参加の手続が十分だったのか、他にもっと良い方法がないのかなど、本条例に基づく運用状況などを、市内部による検討だけでなく、市民の視点から評価していただくことが重要であるとして「草津市市民参加推進評価委員会」を設置し、市民参加の推進を図るものです。</p>
<p>(第13条について)</p> <p>「その結果を公表する。改善が必要な審議会等があれば、速やかに指導する。」にしてはどうか。本当は毎年度1回の公表では、審議会等の審議のプロセスで明らかに改善を要するものが出てきた場合の速やかな指導ができないのであるが、この規定は必要ではなからうか。</p>	<p>審議会等を含めた市民参加の状況は、市長にその公表を義務付けており、推進評価委員会の評価を踏まえて執行機関が改善すべきものであると考えます。そして、執行機関において、条例に基づいて適切に審議会の運営を行っていくものであります。</p>
<p>(第13条について)</p> <p>第13条の条文中の…《推進評価委員会の評価に付し、》を削除し、＜市民にその評価を公表するものとする。＞に改める。</p> <p>理由：「市長は、…推進評価委員会の評価に付し、…公表するものとする」との記述は、＜市長の役割が推進評価委員会の従属になっていて問題である＞。</p> <p>*…に付し：これは「付け加えて」であり、推進評価委員会が市長の上位機関扱いになっている。</p> <p>行政の達成状況等の公表に関しては、基本条例（知る権利）第9条、第10条、第11条で担保されている。参加条例に関しての公表を単独で規定する必要はない。</p>	<p>本条項は、市長が市民参加の進捗および達成の状況を取りまとめたものに対して、評価委員会の評価を受け、その結果を市長が公表していく趣旨であり、決して評価委員会が市長の上位機関であるという位置付けではありません。</p> <p>しかしながら、よりわかりやすい表現とするため、次のように修正いたします。</p> <p>「第13条 市長は、毎年度、執行機関の市民参加の進捗および達成の状況を取りまとめ、推進評価委員会の意見を付し、その結果を公表するものとする。」</p>